

技術で豊かなまちづくり

平成13年8月1日

高知土木技士

No.29

(社)高知県土木施工管理技士会 [高知市本町4-2-15 建設会館5F TEL825-1844]



平成13年度表彰 国土交通省
四国地方整備局 優良建設工事

施 工

入交建設 株式会社

工 事 名

平成11年度 日下川導水路外その2工事

場 所

高岡郡日高村小村地先

現場代理人

山 岡 賢

入札契約適正化法の施行について

高知県土木部建設検査長 兼工事検査室長 川村 憲 治

本年4月の機構改革により、これまでの技術管理室が土木企画課と工事検査室に分離・独立することとなった。これは地方分権の推進に伴い土木部の政策形成機能の充実を図ること、また、適正化法の試行等により検査業務の見直しや体制の整備拡充により、今後の社会情勢の変化への対応、県民ニーズの的確な把握、公明性、透明性、効率性の向上を図り行政等に対する県民の信頼の確保と建設事業の健全な発展を目指すものである。

さて、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（略称：入札契約適正化法）が本年4月から施行されており、今回その概要等について述べることとする。

これまで、公共工事をめぐり、増収賄、談合などの事件が発生しており、直接的には平成12年6月の元建設相の収賄容疑での逮捕という不祥事を契機として同年8月、公共工事の請負契約を適正化するための法律制定の検討が始められた。10月に法案の閣議決定、11月には成立という極めて短期間での集中作業となっている。

入札契約適正化法の目的は、公共工事の入札契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼と建設業の健全な発達を図ることである。特色としては、国や県から市町村に至る地方公共団体、特殊法人まで全ての公共工事の発注機関に対し、適正化に関するルールを定めていることである。その措置として、発注者に一律的に義務付けたものと、発注者が守るべきガイドライン（努力目標）の2本立てとなっている。

具体的には、まず基本原則として、①透明性の確保、②公正な競争の促進、③適正な施工の確保、④不正行為の排除の徹底、が示されている。

発注者に義務づける事項としては、

(1) 「毎年度の発注見通しの公表」として、予定価格が250万円以上を対象とし、工事名、種別、工事概要、発注時期等となっている。発注者としては（個人的考えだが）、250万円はせめて1,000万円程度とにならないかとの思いもあったが、平成12年度土木一式工事を例にとれば、全件数2,804件の内その62%にあたる1,741件が1,000万円以下の工事であることからすれば、これも公明性、透明性の観点からやむを得ないことかと考える。また、公表時期については、4月及び10月の早い時期となっているが、事務作業上現実的には5月上旬になろう。ちなみに前半の発表では金額で77%、件数で69%の公表率となっている。

(2) 「入札・契約に係る情報の公表」では、発注者は入札契約の過程（入札参加者の資格、入札金額、落札者、落札金額等）及び契約の内容（相手方、契約金等）を公表しなければならないとなっている。本県の入札契約制度の改善は、平成9年より本格的な取り組みを進めており、例えば、9年11月からは設計金額の事前公表の試行、10年4月は指名基準の改正・公表、経常J Vの導入、11年11月からは低入札価格調査制度の導入、12年8月は最低制限価格の事前公表の試行等、ここ数年間で様々な改善・改革を実行し

ており、これらは情報公開あるいは公明性、透明性においても全国のトップクラスにランク付けされているものと考えている。

(3)「施工体制の適正化」では、一括下請（丸投げ）が全面的に禁止されている。一括下請は、工事施工の責任の所在が不明確になりがちなこと、工事の品質低下、労働条件の悪化、さらには不良業者の輩出などを招く要因であるため、排除しなければならない課題である。そこで、一括下請に該当するか否かが大きな問題点となるが、実際に現場において指導監督する側からすれば、この判断には少なからず苦慮する場合がある。元請負人がその下請工事に実質的に関与していれば一括下請には該当しないこととなっているが、「実質的に関与」とはどういう場合か、また、その確認は具体的にどのような方法で行うかが、発注者受注者共通の課題である。

国土交通省の資料によれば、「実質的に関与とは、元請負人が配置した主任技術者または監理技術者が現場専任であって、元請負人と直接的かつ恒常的な雇用関係であることは言うまでもなく、これら技術者が発注者との協議、住民への説明、官公庁等への届出、近隣工事との調整、施工計画、工程管理、出来形・品質管理、完成検査、安全管理、下請業者の施工調整・指導監督等の全ての面において主体的な役割を果たしていること」と示されている。次に、現場施工体制の強化の面であるが、これは施工体制台帳の写しの提出や、施工体系図を工事関係者の見やすい場所に掲示しなければならないこととなっている。また、発注者は施工体制の把握として、監理技術者資格者証、監理技術者の同一性、監理技術者の常駐状況、施工体制台帳、施工体系図、建設業許可標識等の点検を逐次行うこととなる。点検の結果、適正化法等に違反する事実を把握したときは関係部局に通知し、工事成績評定に反映することとしている。

(4)「不正行為に対する措置」では、発注者は談合があると疑うに足りる事実があれば公正取引委員会に、また、一括下請けの場合は建設業許可行政庁等に通知しなければならないとされている。

一方、発注者が取り組むべきガイドラインとして「適正化指針」の策定が定められている。これは、入札契約の過程等において、学識経験者の意見を反映させること、苦情処理の方策に関する事、施工状況の評価に関する事、その他適正化のための必要な措置に関する事、などについて定めることとなっている。

以上、当法律の骨子となる点を述べてきたが、国土交通省ではすでにその実施方法等がかなり細部にわたって策定されている。県においても、すでに実施中のものもあり、また、現場実務者用としてチェックリストの作成及び見直しも行っている。更に必要な事項については、本省の要領等も参考にさせていただき、また、現場実態をも考慮のうえ、本法の趣旨が徹底されるよう機能的な体制づくりと着実な実行に努力しなければならないと考えている。

技術コーナー

耐震岸壁の設計と施工（潮江地区）

高知県土木部港湾空港局

高知港事務所 港湾第一班長 長井 範明

1. はじめに

高知港は、高知県の中央に位置し、太平洋の荒波を遮る天然の良港として発達してきた。昭和初期には重工業が発達し、工業物資の集散地として繁栄してきた。

また「土佐日記」には紀貫之が現在の高知市大津船戸から船出し、京都に帰任したとあり、歴史的に古い港でもある。

昭和26年の港湾法の公布施行により重要港湾に指定された。その後各種の整備を進め、港湾計画の改定も行われ現在に至っている。その間の大きな出来事として平成10年に、新港の三里地区において（-8m）（-12m）岸壁の供用が開始された。ここでの報告は、潮江地区における耐震強化岸壁（-7.5m）についてである。耐震強化岸壁とは、大規模な地震が発生した場合に通常の岸壁より耐震性を強化して建設された岸壁をいう。

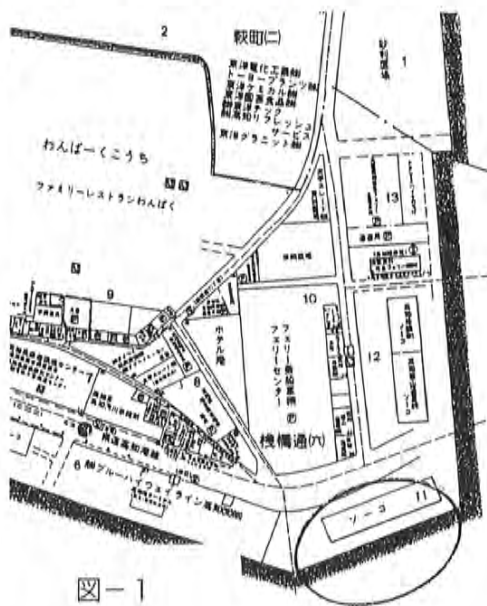


図-1

2. 潮江地区の耐震強化岸壁について

高知港は、従来の内港と新港に分けられる。内港の湾口部の航路がL字型に湾曲する等の地形的特性により、大型船舶の入港が困難であること、産業・経済・文化の拠点としての機能を果たすとともに、環太平洋の海の玄関として広域幹線道路網と一体となった物流・人流機能を確保するためにも、港湾施設のより一層の充実が求められているとして新港整備に邁進している。

一方の内港では、取扱貨物量が約1,000万トンと活発な荷役作業が行われている。

（図-1 位置図）に示す潮江地区の150m区間の現況は、-6.0m岸壁（建造後約30年の控タイロッド式鋼矢板構造）として現在も供用中であるが、現港湾計画での位置付けは岸壁機能の拡大として-7.5mに改良するとともに、数百年確立の大規模地震にも耐える耐震強化岸壁として、災害時にも、岸壁の機能を保持する設計となっている。

3. 岸壁の設計について

3-1 配置計画

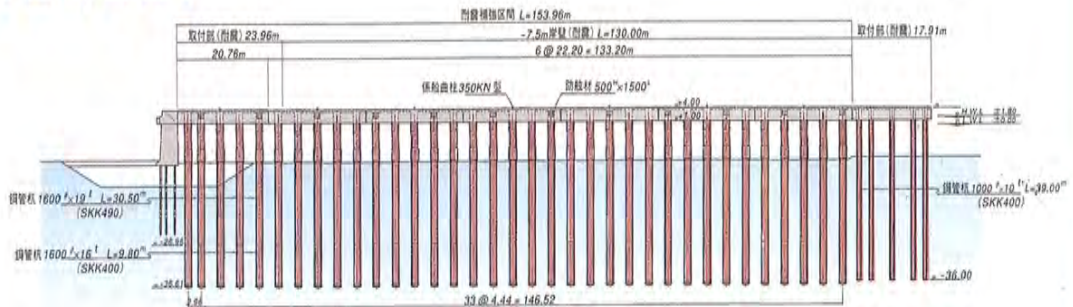
(1) 配置計画（図-2 平面図）

岸壁の法線は、港内の操船性を考慮し現況法線に合致することとした。

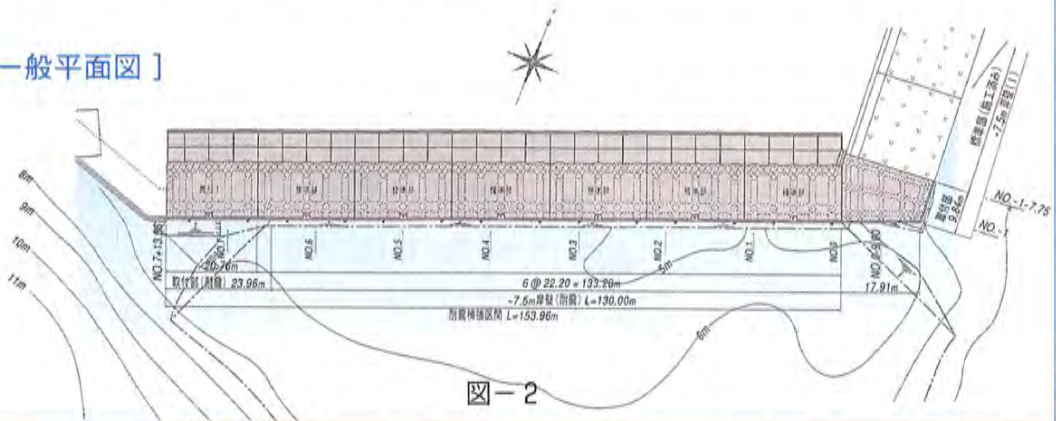
3-2 設計の条件

- (1) 設計潮位 HHWL : DL + 3.5m
 HWL : DL + 1.8m
 LWL : DL + 0.0m
- (2) 計画天端高 DL + 4.0m
- (3) 土質条件 原地盤から約3～4mの層厚でシルト層、約26m層厚で粘性土、約DL-35mの支持層は砂れき層である。
- (4) 設計水平震度と応答解析 設計水平震度 $K_h = 0.23$ とした。決定断面に対して、レベル2地振動で応答解析を行い、被災時の耐震性能照査を行った。
- (5) 対象船舶と係留・防衝設備の選定 対象船舶は貨物船5,000DWT級の標準船型とし、防舷材はV型500H-1,500L、係船柱は曲柱(350kN型)とした。

[縦断面図]



[一般平面図]

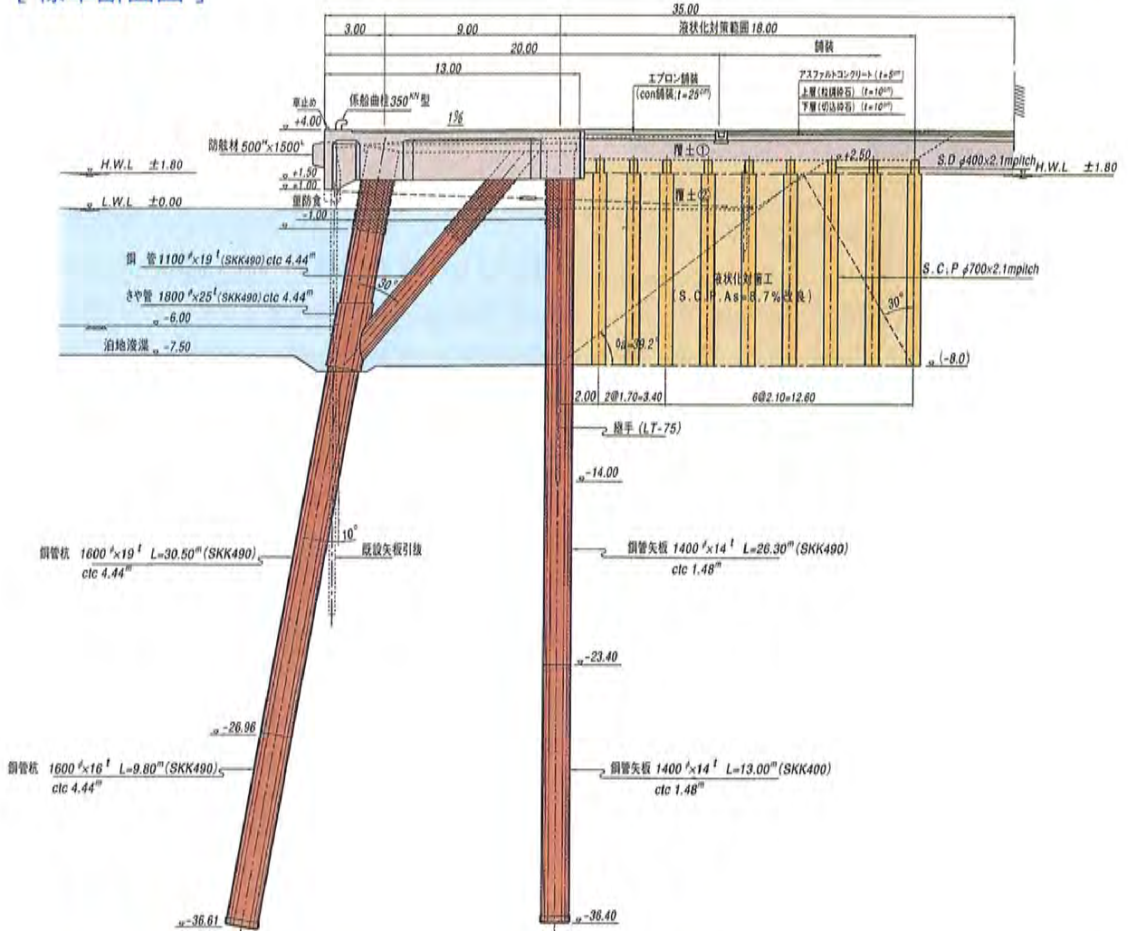


3-3 棧橋構造の検討

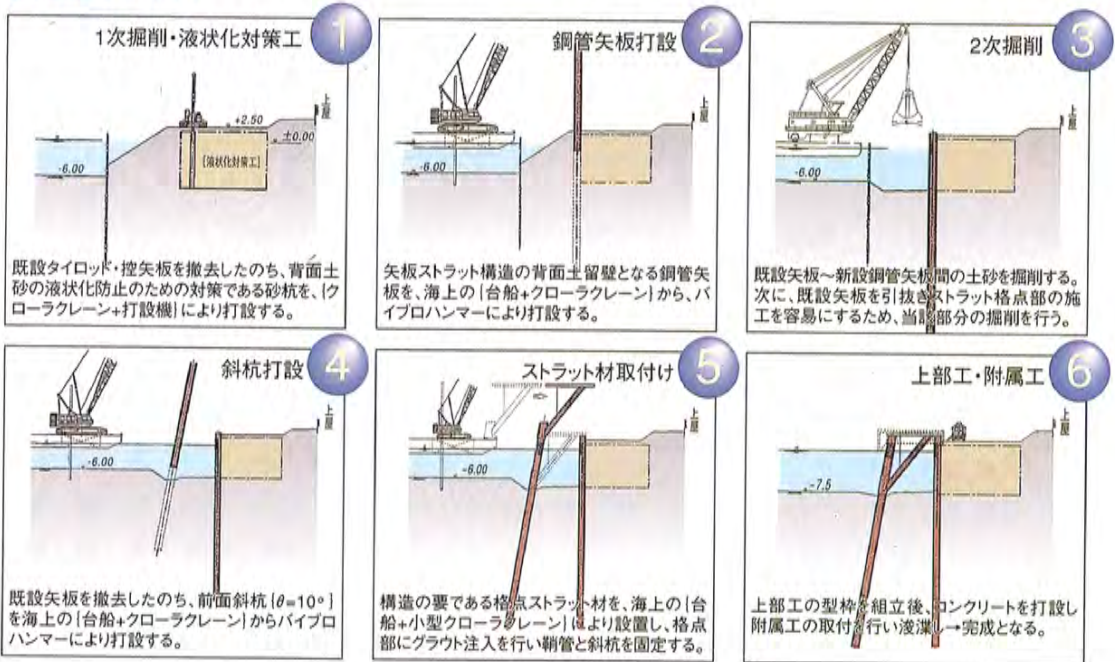
基本配置計画を3-1のとおり現況法線を維持することと決め、以下の構造形式について検討し

- (1) 格点式ストラット工法 (前面杭：直杭式)
 - (2) 格点式ストラット工法 (前面杭：斜杭式)
 - (3) 鋼管矢板+ジャケット工法
- (2) (図-3 標準断面図) を採用した。

[標準断面図]



[施工手順図]



4. 岸壁の施工について

4-1 海上施工について

現場の状況を考慮し、海上施工を主とした。

4-2 鋼管杭の打設について

鋼管矢板D1400、鋼管杭D1600の打設は、海上の台船+クローラクレーンによりバイプロハンマーによることとした。

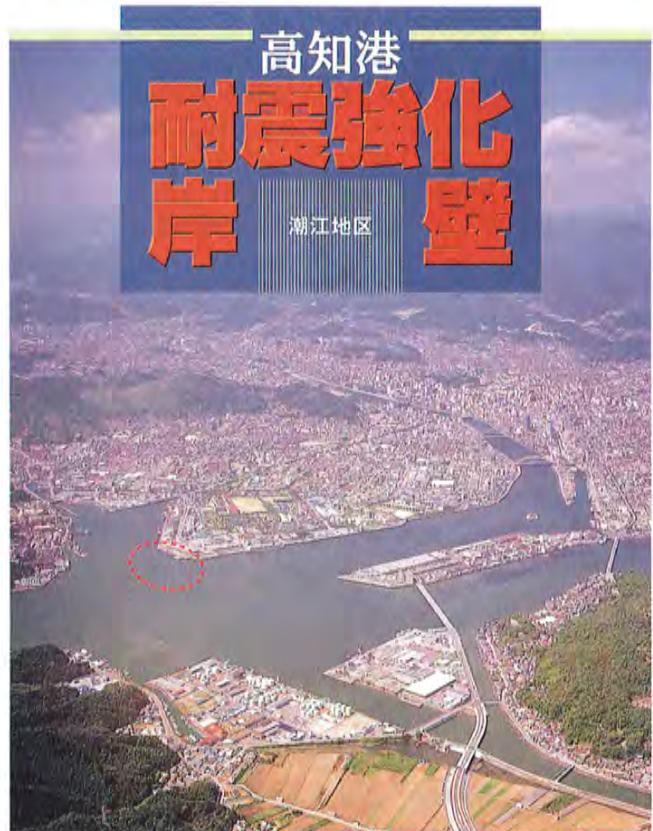
4-2 ストラット部材の設置について

構造の要であるストラット部材を海上の台船+クローラクレーンにより設置しグラウトの注入を行った。

4-5 サンドコンパクションパイル工及び上部工について

背後の液状化対策として、径700のサンドコンパクションパイル工を実施することとした。

上部工の型枠を組立後コンクリートを打設する。



南海地震にも耐える岸壁が高知を守ります。

5. おわりに

潮江地区の当該1-5の岸壁は、常時頻繁に使用されている岸壁で、かつ西のサンフラワーの岸壁と東の大阪高知特急フェリーとにはさまれた岸壁であること、及び港内が狭い等の種々の施工に制限の伴う条件の元で実施している。代替の岸壁がないことから、岸壁の利用者の利用性をなるべく損なわないように、施工区域を2工区にし、1工区が完成すれば、その工区を供用開始することとしている。また、工事期間の短縮を図るため、ストラット工法を採用した。

大規模地震が起こらないことを念じつつも、非常時に備えた岸壁は必要な港湾機能であるため早期の完成図りたい。

会員の広場コーナー

南国土木事務所雑感

高知県土木部 南国土木事務所 所長 中嶋俊夫

今年4月から、南国土木事務所勤務になりました。県に入って30年を越しましたが、この事務所に勤務するのは、昭和44年に県に採用になり、当時国道195号の整備を行うために美良布に臨時詰所が出来ており、その配属となったため、新採の時の事務所になります。

しかし、それも1年間だけで、翌年には高知市の弘化台に道路建設事務所が出来たためそちらに移動になりここでは国道194号を担当しましたので、今回が実質初めての勤務地のようなものです。

こちらにきて、3ヵ月が過ぎましたが、改めて南国土木事務所管内を見てみれば、県下第二の都市である南国市と香美郡の8ヶ町村を管轄しており、面積は790km²、そこで生活する人の数は約11万3千人です。

管轄する道路は、国道195号を含めて51路線、実延長は423km、河川は1・2級河川合わせて72の本・支川があり流路延長は約360kmです。

砂防関係は、砂防指定地48河川、県管理の港湾・漁港は手結港、赤岡漁港の2箇所があり、都市公園としては鏡野公園と野市総合公園があります。

地域特性としては、南国インターや高知空港を有する南国市、高知市のベットタウンとして人口増加が著しい野市町、三菱電機の立地する香我美町などの平地部と、徳島県に接する物部村などの山間部、そして6月16日に一部オープンした新しい海水浴場や、シーパークの整備を行うなど海辺の町づくりを進めている夜須町などの臨海部というように多様な地域が存在します。

現在重点的に行っている事業としては、地域に暮らす人々の生活の安全を確保するために、98豪雨による国分川の河川激甚災害対策緊急事業を期限までに完成させることや、自然環境と共生をめざして改修を進めている手結港などがあります。

地域の活性化に不可欠な基盤整備については、管内に展開する中央工業団地や高知工科大学、並びに来年に迫った高知国体などの各種プロジェクトに関連する道路整備、また、高知東部自動車道へのアクセス道などの整備をしています。

このように多様な地域の中で社会資本整備を行っていくこととなりますが、久しぶりの土木事務所ということもあり、改めて事業内容の変化や細分化、多様化に少し戸惑っているところです。

今の気持ちとしては、相変わらず多い地元や市町村の要望については、出来るだけその期待に答えていきたいと考えていますが、このところ公共事業への風当たりは強く、一向に収まる気配はありません。

特に、道路については道路特定財源の見直しが公然といわれています。これには長い

間道路行政に関わってきたものとしては、複雑な思いを抱いています。

そこで2つの視点から道路整備について考えてみたいと思います。

ひとつは中山間地域の道路整備についてです。

高知県内でも、都市部の整備は高知市周辺を中心として、高速道路の延伸や高知新港の開港などにあわせて、それに関連する北部環状線や五台山道路など目に見えて進んできています。

それに比べて、中山間地域の整備はなかなか進みません。南国土木事務所管内でも同じような傾向があり、南国市などの平地部での整備は、一定進んできていますが、物部村など山地部の県道はほとんど手付かずのままです。

過疎化や高齢化が進むこれらの地域では、集落がいつまで維持できるかどうか、道路が整備されたが、その時は住む人がいなかったということに、なりかねません。

また、介護問題にしても、民間会社に委託したくても、効率性の悪さから受手がおらず結局、行政の負担が多くなるという結果になります。

そういうことから、出来るだけ早く整備をしなければいけませんが、現実にはそれが出来ない悔しさを感じています。

もうひとつは、事業主体は国土交通省ですが、高速道推進課からの思いもあり、高知県東部に向けた高規格道路の整備についてです。

高速道路などの高規格道路は、交流の促進と地域の活性化のため一日でも早い整備が必要です。東部に向けた高規格道路である高知東部自動車道は、平成2年にすでに一部供用している今治小松自動車道と同時にスタートした事業です。

しかし一方ではすでに開通している区間があるのに、こちらは、今年3月南国市稲生地区で初めての起工式で行われたばかりです。

それでも、やっと順番が回ってきてこれから本格的な事業展開がなされると喜んでいた矢先に、小泉政権が誕生し、行政改革を断行するのだということで、道路整備の拠り所である道路特定財源を一般財源化するとこのところ盛んにいっています。この財源のおかげで、これまで都市部の道路整備が優先的に行われてきたのです。それを地方の整備に掛かりだした今になって「たぬき」しか通らないような地方の道路はもう要らないとか、さも見てきたような大げさな論調を掲げ、都市と地方の対立の図式にして、本当に国民的議論が行われないうまま、道路予算を削減しようというのは、かなり勝手な話ではないかと思います。

環境問題がいわれ森林の果たす役割が見なおされている今日、道路が未整備なために、人の住まない、荒廃した山林だけが残る地域が目の前に出来ようとしている。そんな現実を本当に理解しているのか、自分ではどうしようもない問題であるとわかっている、それでもなにかやりきれない気持ちをもちつつ、とりあえず管内の道路整備をこれからどうするのか思案に暮れているところです。

とりとめのない話になりましたが、だんだん歳とともに愚痴っぽくなってきたのかも知れません。

それではこれからも土木施工管理技士会の皆様方の益々のご活躍を祈念いたしますとともに何か良い意見があればお聞かせください。

委員会コーナー

入札、契約適正化の施工に対して、 受注者である建設業はどう対応すべきだろうか？

研修委員会 川島 将 夫 (大旺建設㈱営業部長)

平成13年4月1日付で、『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律』が施工されるに至った。

この法律の目的は、国、特殊法人、地方公共団体等の発注全体を通じて、入札、契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と、建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

また、入札・契約の適正化の基本原則として

- ① 透明性の確保
- ② 公正な競争の促進
- ③ 適正な施工の確保
- ④ 不正行為の排除の徹底

等が明示（内容は省略）され、これを受けて、全ての発注者に義務付ける事項、各発注者が取り組むべきガイドライン等が事細かに示されている。

この法律の制定により、発注者側としての対応策は明確になり、これの取り締まり、指導の徹底を図る事により、一応の目的は達成されることと思われるが、

問題は、受注者である建設業者側の対応、特に“施工体制の適正化”については、特別な場合を除き、現行の施工形態による下請制度の問題等は、建設業者にとっては、この対応に苦慮するところでもあり、当面の重要課題として論議されるべきであろう。

また、建設業者においては、工事の適正な施工と、品質の確保を図る観点からも、優秀な建設技術者の確保、配置に務める一方、近年においては、国際標準化機構の定める規格ISOに取り組むことが“顧客満足”という共通認識に立ち、ISOシリーズの認証取得に務めているところであるが、いずれにしても、この度の適正化法の施行を契機に、法の施行の背景と、基本原則の中身を十分理解した上で、受注者である建設業者（経営者を含む全体）は勿論のこと、建設業界全体が、従来からの慣行にとらわれず、建設業の体質改善を含め、大改革を目指して真剣に取り組み、これを実行することによって、建設業界が発展することを祈念します。

事務局だより

平成13年度 通常総会開催される

5月25日（金）、社団法人高知県土木施工管理技士会の平成13年度通常総会が、高知市鷹匠町の三翠園で開催されました。ここに、総会の概要をご報告します。

定刻の午後3時、高知県土木施工管理技士会事務局より、総会の出席者は1,684名（うち委任状による出席者1,593名）であり、総会員数2,199名の2分の1以上に達し、この総会が規定どおり成立していることを報告した。

来賓として、四国地方整備局 福田局長代理 池田祐功地方事業評価管理官、高知県議会 依光隆夫議員、(社)高知県建設業協会 井上和水会長の3名より祝辞挨拶。四国地方整備局土佐国道工事事務所 日下部毅明所長、高知県土木部 川村憲治建設検査長、高知県建築施工管理技士会 中澤芳信会長、(社)高知県森林土木協会 田村 昭専務理事、高知県建設短期大学校 中村富和校長、西日本建設業保証(株)高知支店 山本和夫支店長のご臨席をいただきました。

はじめに宮田益吉会長が挨拶に立ち、入札・契約適正化法をはじめとした業界情勢への対応には、技術者は現場を効率的に施工管理する能力や安全管理等、役割は重要である。培ってきた技術へさらに研鑽を積んで、より良い施工に努め、技士の地位を高めるために貢献したい決意と共に、技術者が安心して将来を託せる環境づくりへの技士会活動に努力する考えを述べた。

その後、宮田会長を議長として議案の審議に入った。第1号議案 平成12年度事業報告並びに同収支決算に関する件、第2号議案 平成13年度事業計画並びに同収支予算案に関する件を諮ったところ、異議なく提案どおり承認された。第3号議案 役員の選任に関する件を諮り、異議なく原案どおり満場一致で承認され、同時に当技士会の副会長は3人体制で業務を遂行してきたが、1年間2人であった為、1名補充したい旨を提案し、前高知県建設技術公社理事長の井添健介氏を指名し異議なく承認された。以上で議事は終了、総会は閉会した。



社)高知県土木施工管理技士会

平成13年度

優良技術者表彰式

当技士会では通常総会終了後、平成13年度表彰式を行い、優秀な施工実績を挙げた技術者24名が表彰されました（下方に表彰者を掲載。）

当日は、社)全国土木施工管理技士会連合会より、すでに優良現場として表彰を受けている2

現場（下表◎参照）の技術者2名を含めた技術者の方々に対し、それぞれ日頃の技術研鑽の成果が表彰され、宮田会長より表彰状と記念の楯並びに副賞が贈られました。

（五十音順）



氏名	（会社名）	工事名
磯 兼 弘 幸	（株式会社 高橋組）	柳瀬川河川災害復旧工事
伊 藤 伊 己	（大久保建設 有限会社）	土居復旧治山工事
小笠原 信 夫	（株式会社 朝日工業）	出間沖地区担い手育成ほ場整備出間川右岸工区工事
◎ 大 崎 眞 補	（ミタニ建設工業 株式会社）	平成10年度 九樹高架橋下部第1工事
門 脇 栄 一	（株式会社 井原組）	大アザミ林道新設工事
坂 本 正 幸	（有限会社 長重建設）	国道439号交通安全施設等整備工事
◎ 芝 恭 一 郎	（株式会社 田邊建設）	大正町特定環境保全公共下水道処理場造成工事
島 崎 祥 一 郎	（有限会社 丸吉工業）	紅水川広域河川改修工事
田 井 正 夫	（株式会社 生田組）	仁井田地区担い手育成基盤整備3工区工事
高 橋 健 一	（株式会社 轟 組）	平成10年度 戸原6号突堤（その1）工事
田 所 稔	（藤本建設 株式会社）	平成10年度 岬大橋外1橋補修工事
谷 口 大	（須工ときわ 株式会社）	県道高知南環状線緊急地方道路整備工事
谷 和 道	（宮田建設 株式会社）	県道高知北環状線緊急地方道路整備工事
中 越 繁 浩	（関西土木 株式会社）	平成11年度 怒田表面排水路（その2）工事
仁井田 祐 二	（株式会社 鉄建ブリッジ）	県道橋上平田線道路改良（ハケ合橋上部工）工事
西 川 昌 司	（西本興業 株式会社）	下山災害関連緊急治山工事
西 本 正 信	（香長建設 株式会社）	車両基地周辺対策排水路新設工事
東 明 男	（有限会社 敷地建設）	片魚（3号地）地域防災対策総合工事
弘 田 博 文	（有限会社 片田建設）	永瀬ダム環境整備工事
福 島 善 照	（福留開発 株式会社）	千石川緊急砂防工事
藤 田 忠 司	（須工ときわ 株式会社）	村道昭和線緊急地方道路整備工事
増 田 幸 雄	（大旺建設 株式会社）	池ノ内高架橋下部工事
三 谷 敏 文	（高陽開発 有限会社）	平成11年度 南小川地区赤根川（下）復旧治山工事
森 本 早 智 男	（株式会社 轟 組）	国道493号（北川奈半利道路）道路改築（久府付トンネル）工事

(社)全国土木施工管理技士会連合会表彰 伝達

団 体 社団法人 高知県土木施工管理技士会
技士会役員 青木 誠 光 常任理事 青木建設 株式会社
田邊 正 也 理 事 株式会社 田邊建設

(社)高知県土木施工管理技士会表彰

功績会員 徳 弘 竹二郎 常任理事 株式会社 協和コンサルタンツ高知支店



平成13年度 土木施工管理技術表彰

技術研修会の開催～県内地区研修・中央地区

当技士会では、恒例の工事現場見学会を開催いたしました。

今回の見学は、日頃なかなか見学するチャンスが少ない大型プロジェクトで、新工法、新技術、特殊工法による施工、また施工管理、安全対策が行き届いた工事現場でした。

- 開催日時：平成13年2月23日（金）午前9時30分から午後2時30分迄
- 見学場所：高知自動車道戸波工事 高知県土佐市東鴨地～土佐市家俊
- 目 的：軟弱地盤における盛土工の基礎的な対処方法研修
- 参 加 者：会員36名
- 発 注 者：日本道路公団四国支社高知工事事務所
- 施 工 者：安藤建設 株式会社・株式会社 姫野組共同企業体



平成13年度 役員名簿

役職名	氏名	所 属	役職名	氏名	所 属
名誉会長	北村 牛基	長 香 開 発 (株)	理 事	中山 洋二	中山興業 (株) 〈中村地区建設協会会長〉
相談役	細木 伸一	(株) セ イ ミ ツ	〃	福寿 勝司	福寿建設 (株) 〈宿毛地区建設協会会長〉
〃	森田 昭男	(株) 近代設計事務所	〃	平田 安司	潮建設 (有) 〈土佐清水地区建設協会会長〉
会 長	宮田 益吉	宮田建設 (株) 〈高知地区建設協会会長〉	〃	尾崎 政守	(社)高知県測量設計業協会
副会長	前田 嘉道	(株) 轟 組	〃	岩市 卓雄	(社)高知林業土木協会
〃	田邊 聖	(株) 田邊建設 〈高幡地区建設協会会長〉	〃	伊与田 保男	(株) 伊与田組
〃	井添 健介		〃	大場 智公	福留開発 (株)
常任理事	青木 誠光	青木建設 (株) 〈高陵地区建設協会会長〉	〃	公文 重徳	(株)サン土木コンサルタント
〃	三谷 齊	入交建設 (株)	〃	小松 精二	(株) 竹内建設
〃	田村 昭	(社)高知県森林土木協会	〃	嶋崎 勝昭	(株) 晃 立
〃	川島 将夫	大旺建設 (株)	〃	田邊 正也	(株) 田邊建設
〃	石建国 元	(株) 石建組 〈安芸建設協会会長〉	〃	田中 允泰	田中建設 (株)
〃	山中 巨司	明治建設 (有) 〈嶺北建設協会会長〉	〃	谷 忠勝	(株) 西 沢 組
〃	宮田 静喜	(株) 春野工業 〈伊野管内建設協会会長〉	〃	時久 義廣	(株) 時久建設
〃	植田 英久	植田興業 (株) 〈(社)高知建設協会轄多支部長〉	〃	徳原 勝彦	関西土木 (株)
〃	谷岡 孝雄	長 香 開 発 (株)	〃	西谷 宏志	藤本建設 (株)
〃	植村 圭一	須工ときわ (株)	〃	浜田 聖二	ミタニ建設工業 (株)
〃	宮田 喜弘	大宮建設 (株)	〃	東山 瑞穂	東山建設 (株)
専務理事	有田 元士	(社)高知県土木施工管理技士会	〃	松木 正隆	日産建設(株)四国支店
理 事	畑山 啓輔	(社)高知県建設技術公社	〃	松本 義彦	香長建設 (株)
〃	清遠 忠典	高知県高知土木事務所	〃	下村 功	(株)協和コンサルタンツ高知支店
〃	中嶋 俊夫	〃 南国土木事務所	〃	森田 浩三	東興建設(株)高知営業所
〃	横山 清介	〃 伊野土木事務所	〃	山崎 济	(株) 山崎興業
〃	小松 昭夫	〃 中村土木事務所	〃	山本 嘉忠	(有) 手箱建設
〃	竹崎 静夫	高知市建設下水道部	〃	山本 郁夫	利根コンサルタント(株)四国支店
〃	杉本 陽二	(株) 杉本建設 〈室戸地区建設協会会長〉	監 事	溝渕 淳二	溝渕建設 (株)
〃	岡崎 隆	四国開発 (株) 〈南国建設協会会長〉	〃	岡林 厚	高知県高知河川事務所
〃	織田 好和	織田建設 (有) 〈高吾北建設協会会長〉			

暑中お見舞い申し上げます

会 長 副会長 // //	宮田益吉 前田嘉道 田邊 聖 井添健介	制度委員会委員長 技術 // // 研修 // // 広報 // //	宮田喜弘 石建国元 谷岡孝雄 三谷 齊
------------------------	------------------------------	--	------------------------------

委員会委員名簿

役職名	氏名	所 属	役職名	氏名	所 属	
制度委員会	委員長	宮田 喜 弘	大 宮 建 設 (株)	委員	山 中 巨 司	明治建設(株) (嶺北地区建設業協会)
	副委員長	田 中 允 泰	田 中 建 設 (株)	委員長	谷 岡 孝 雄	長 香 開 発 (株)
	委員	植 田 英 久	植 田 興 業 (株)	副委員長	餘 外 修	福 留 開 発 (株)
	〃	嶋 崎 勝 昭	(株) 晃 立	委員	川 島 将 夫	大 旺 建 設 (株)
	〃	岩 城 立 郎	(有) 岩 城 組	〃	森 本 修 功	(株) 森 本 興 業
	〃	山 本 修	山 本 建 設 (株)	〃	松 尾 大 道	(株) 四 国 ト ラ イ
	〃	小 松 精 二	(株) 竹 内 建 設	〃	中 城 勝 介	(株) エイトコンサルタント高知支店
技術委員会	委員	鍋 島 英 輔	南 国 建 興 (株)	〃	植 村 圭 一	須 工 と き わ (株)
	委員長	石 建 国 元	(株) 石 建 組	委員長	三 谷 齊	入 交 建 設 (株)
	副委員長	渡 部 守 男		副委員長	山 本 郁 夫	利根コンサルタント(株) (四国支店)
	委員	下 村 功	(株) 協和コンサルタンツ高知支店	委員	西 沢 博 之	(株) 西 沢 組
	〃	隅 田 孝 一	(株) サン土木コンサルタント	〃	政 岡 浅 義	(有) 八 幡 土 木 工 業
	〃	中 山 洋 二	中 山 興 業 (株)	〃	山 崎 伝 三 郎	高 大 建 設 (株)
	〃	桑 名 正 博	高知県土木部土木企画課	〃	西 谷 宏 志	藤 本 建 設 (株)
	中 山 建 一	高知県土木部工事検査室	〃	土 方 猛	ミ タ ニ 建 設 工 業 (株)	

平成13年度 1級(学科)・2級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会開催される



高知県土木施工管理技士会では、(社)高知県建設業協会との共催、(財)地域開発研究所土木施工管理技術研究会の協賛により、「平成13年度1級(学科)2級土木施工管理技術検定試験」の受験準備講習会を開催しました。

講習会は、1級(学科)が5月29～31日・6月5～7日の6日間。2級が6月12～14日の3日間の日程で(会場：高知県教育会館・高知城ホール)、それぞれ実施されました。

例年、当講習会を受講された方々の合格率は高く、平成12年度の場合、1級学科試験の合格率は全国平均48.4%に対して高松会場(試験地)は48.7%、2級学科試験は同48.0%に対して同49.4%と、いずれも全国平均を上回っています。

講習会のプログラムは、合格率向上を図るための実践的な内容で、1日目の冒頭、受験対策として四肢択一の選び方や試験中の注意点など具体的な説明を行った後、「土木一般」「施工管理法」「法規」の科目ごとに、それぞれの出題傾向とポイントの説明を徹底的に繰り返すという方法によって、受講者の理解を深め、同時に過去問題をまとめたサブテキスト等を活用しながら、試験に合格することを目的としたきめ細やかな内容となっています。

建設工事の施工管理は年々高度化・複雑化しており、また、監理技術者の専任制が強化されていることから、企業にとってはより多くの資格者を保有することが重要となってきています。中でも、工事をマネジメントする土木技術者の重要性は、今後ますます高まるものと思われま。

講習は、7月1日(1級学科)と7月15日(2級)の本試験を前に、国家資格である「土木施工管理技士」の取得に向けて受講生(参加者=1級:133名、2級:147名)は皆、講師の解説に熱心に耳を傾け、ペンを走らせていました。

また、1級学科の「実力テスト」を6月16日に行い、受講生75名が本番さながらの問題に取り組みました。

▼受験準備講習会講師 敬称略・五十音順

氏名	会社名(役職)
小島 宏一	(社)高知県建設技術公社(技術部主幹)
白石 哲磨	三星生コンクリート(株)(技術部長)
隅田 孝一	(株)サン土木コンサルタント(技術管理部長)
高倉 謙治	戸田建設(株)四国支店(専門部長)
永井 幸男	四国建設弘済会松山支所(技術第二部長)
西原 誠雄	四国建設弘済会松山支所(技術第一部長)
浜口 重夫	香長建設(株)(技術部長)
藤目 正男	国際航業(株)四国支店(技師長)
古屋 賢二	東洋建設(株)四国支店(副支店長)
松木 一	(社)高知県建設技術公社(技術部副参事)
吉川 三郎	前田道路(株)四国支店(技術部長)
渡部 守男	高知工業高等専門学校(非常勤講師)

高知県土木施工管理技士会

入会のご案内

建設産業は、国民生活と密接に関係する住宅や公共施設の整備を担う重要な役割を果たしています。特に土木工事は、土地に依存しているため施工条件も様々であり、工事現場における適切な施工は、品質管理や安全管理等を担当する技術者が、高度な技術力で施工管理をすることにより確保されます。

こうした要求に応えられるのが、建設業法に基づく検定試験に合格した土木施工管理技士であり、国家資格である土木施工管理技士は、建設業の許可を取得するために必要な者をはじめとして、建設工事の施工にあたっては技術上の管理をつかさどる「主任技術者」、一定金額以上の下請工事をおこなう「監理技術者」等になることができます。

このようなことから、当技士会技術向上に関する幅広い諸事業を行うことにより、施工・管理の各段階で中心的な役割を果たす有資格者はもとより、資格の取得を目指す技術者の育成にも努め、建設産業の健全な発展に寄与しようとするものであります。

つきましては、技士会の運営には建設関係企業および団体、土木施工管理技士の有資格者の方々をはじめ、関係各位のご支援・ご協力によるところ大でありますので、当技士会の趣旨・内容をご理解頂き、是非ご加入下さいませようお願い申し上げます。

会 員 の 種 類

正 会 員	高知県内に住所または、勤務場所を有する土木施工管理技士であれば、どなたでも入会できます。(公務員、学校、企業等の勤務者を含む。)
賛助会員	本会の目的に賛同し、かつ協力する個人、法人または団体は、賛助会員として入会できます。

※入会についてのお問い合わせは、下記へご連絡下さい。

(社)高知県土木施工管理技士会

〒780-0870

高知市本町4丁目2-15 (高知県建設会館5階)

TEL 088-825-1844 FAX 088-825-1848

お知らせ

◎平成13年度 1級土木施工管理技術検定実地試験受験準備講習会の開催

日程：平成13年9月6日(木)7日(金) (2日間)

場所：高知県教育会館「高知城ホール」

受講申込受付中です。詳細は、会員各位あて開催案内発送済み。

又は、技士会事務局まで (TEL 088-825-1844)

◎監理技術者講習

日程：平成13年9月11日(火)、11月8日(木) 場所：高知商工会館

平成14年1月22日(火)、3月5日(火)

◎平成13年度 技術論文応募者を紹介します

(社)全国土木施工管理技士会連合会では、技士会会員の皆様より、日頃実践されている土木施工管理についての論文を募集しています。

各々の工事現場において、施工管理についての苦労話や、困ったこと、工夫したこと、改善したこと等を記述したもので、当技士会より本年度(第5回)の応募者は下記会員です。

ミタニ建設工業株式会社 田 渕 幹 男・山 岡 繁 喜・土 方 猛 様

標 題 「中山川橋(下部工)工事：鋼管・コンクリート複合構造橋脚の施工」

※ 毎年、技術論文募集を行います。詳細は技士会広報委員会まで。